



大津市公報

平成 26 年 4 月 1 日
号外 (第 28 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

規 則

73	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
74	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	2
75	大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則.....	2
76	大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則.....	13
77	大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	23

規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第73号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和54年規則第20号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条 の 2 関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

別表第 2 中「法施行規則別表第 1 」を「法施行規則別表第 2 」に、「法別表」を「法施行規則別表第 3 」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償 (以下「年金たる補償等」という。) について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第74号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表地域集いの場設置事業補助金の項を削り、別表第 2 項の表重度障害児訪問看護利用助成金の項中「重度障害児訪問看護利用助成金」を「重度障害児（者）訪問看護利用助成金」に、「在宅重度障害児」を「在宅重度障害児（者）」に、「訪問教育等」を「訪問教育」に、「もの」を「もの等」に改め、別表第 2 項の表に次のように加える。

保育所用地賃借料補助金	保育所用地を賃借して保育所を設置し、及び運営する者に対して当該賃借に係る経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
-------------	---

別表第 3 項の表中法定期間外の三種混合予防接種の実施に係る接種費用助成金の項から法定期間外の日本脳炎予防接種の実施に係る接種費用助成金の項までを削り、法定期間外のヒブ予防接種の実施に係る接種費用助成金の項を次のように改める。

風しん任意予防接種費用助成金	妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠の予定がある者等が任意に接種する風しん予防接種又は麻しん風しん混合予防接種に係る費用を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること。
----------------	---

別表第 4 項の表中心市街地空き店舗活用事業補助金の項を削り、別表第 4 項の表空き店舗再生支援事業補助金の項中「新たに新店者を誘致し、」を削り、「商店街に対し」を「商店街等に対し」に改め、別表第 4 項の表建設業経理士講座等受講料補助金の項を次のように改める。

男性従業員育児休業取得奨励金	中小企業等に勤務する男性従業員であって、育児休業を取得したのに対して奨励金を支給し、男性の育児参加の促進を図り、もって勤労者世帯の福祉の増進を図ること。
----------------	--

別表第 4 項の表生産調整事業費補助金の項中「するもの」を「し、もって主要食糧の需給及び価格の安定を図ること。」に改め、別表第 4 項の表中農業近代化資金利子補助金の項、農業経営基盤強化資金利子助成金の項、環境農業支援交付金の項、畜産環境整備事業補助金の項及び長寿の森奨励事業交付金の項を削り、別表第 5 項の表近隣景観形成協定等推進補助金の項を削り、別表第 6 項の表市街地農地整備推進事業補助金の項を次のように改める。

近隣景観形成協定等推進事業補助金	近隣景観形成協定等に基づく景観形成の推進に関する事業等に要する経費の一部を補助し、もって美しく住みよいまちづくりの推進に資すること。
------------------	--

別表第 6 項の表市街地再開発組合設立促進事業補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第75号

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則

大津市病院事業財務規則（平成 9 年規則第60号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第 8 章 決算（第70条～第73条） 第 9 章 予算（第74条～第77条）」	を	「第 7 章の 2 引当金（第70条） 第 8 章 予算（第71条～第76条） 第 9 章 決算（第77条～第80条）」	に、「第78条～第81
-----	--	---	--	-------------

条」を「第81条～第85条」に改める。

第 4 条中「昭和27年政令第403号」の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第13条第 1 項中「負債勘定及び資本勘定」を「資本勘定及び負債勘定」に改める。

第14条第 1 項及び第15条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「、市長の決裁を受け」を削る。

第16条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改める。

第16条の 2 第 2 項中「市長は、前項の依頼を受けたときは、」を削り、「当該納入通知書を」を「口座振替の方法により授業料を納付する学生に対する納入通知書にあっては、」に改める。

第20条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に、「市長の決裁を受け」を「過誤納金を還付する旨を決定するとともに」に改める。

第22条第 1 項及び第24条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に、「市長の決裁を受け」を「これを決定し」に改める。

第24条の次に次の 2 条を加える。

(繰替払)

第24条の 2 施行令第21条の 8 第 3 号に掲げる管理規程で定める経費は、診療費等の過誤納金及び還付金とし、その経費の支払について繰り替えて使用することができる同号に掲げる管理規程で定める収入金は、当該診療費等の収入金とする。

2 支出命令所管課長は、繰替払をしたときは、速やかに、振替伝票により、繰替払をした額を、繰替払により支払われた経費の支出予算の科目から、繰り替えて使用した収入金の収入予算の科目へ振り替えて、精算し、振替伝票を企業出納員に送付しなければならない。

(立替払)

第24条の 3 支出が緊急を要し、かつ、事務の遂行上あらかじめ予測することができなかつた経費については、職員が立替払をすることができるものとし、市は、立替払をした職員から領収書又は立替払の事実を証する物件の提示があったときは、その職員に対し、当該経費を支出するものとする。

第38条第 2 項中「市長が」を削る。

第40条中「事務局長」を「経理課長」に改め、「の各号」を削り、「市長の決裁を受け」を「決裁を受け、又は自ら決裁し」に改める。

第44条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「の各号」を削り、「市長の決裁」を「経理課長の承認」に改め、同条第 2 項中「決裁」を「承認」に改める。

第45条第 1 項中「事務局長」を「経理課長」に改め、「、市長の決裁を受け」を削る。

第48条及び第49条中「市長」を「事務局長」に改める。

第51条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「、市長の決裁を受け」を削る。

第55条中「事務局長」を「各課の長」に改める。

第56条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

次に掲げる有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。)

キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

次に掲げる無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ ソフトウェア

キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件であって、当該リース物件がイからカまで

及びクに掲げるものである場合に限る。)

ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
次に掲げる投資その他の資産

ア 投資有価証券 (1 年以内 (当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内の日をいう。) に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第 57 条中「の各号」を削り、同条第 3 号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第 58 条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に、「第 23 条」を「第 22 条」に改め、「の各号」及び「市長の」を削る。

第 59 条及び第 60 条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「の各号」及び「市長の」を削る。

第 61 条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に、「市長」を「事務局長」に改め、同条第 2 項中「事務局長」を「各課の長」に改める。

第 62 条第 1 項及び第 63 条第 2 項中「事務局長」を「各課の長」に改める。

第 64 条中「事務局長」を「各課の長」に、「市長」を「事務局長」に改める。

第 65 条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「の各号」及び「市長の」を削る。

第 66 条第 1 項中「事務局長は、市長の決裁を受けたうえ」を「各課の長は、あらかじめ決裁を受けた上」に改める。

第 67 条中「事務局長」を「各課の長」に、「市長」を「事務局長」に改める。

第 69 条中「事務局長」を「各課の長」に改め、「市長の」を削る。

第 8 章を削る。

第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章の 2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第 70 条 退職給付引当金の計上は、簡便法 (当該年度の末日において全企業職員 (大津市職員定数条例 (昭和 25 年条例第 11 号) 第 2 条第 2 号に規定する職員をいう。ただし、同日における退職者を除く。) が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。) によるものとする。

第 74 条第 1 項及び第 2 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「市長の」を削り、第 9 章中同条を第 73 条とする。

第 9 章中第 73 条の前に次の 2 条を加える。

(予算編成方針)

第 71 条 市長は、毎年 10 月 31 日までに、翌年度の予算の編成方針を決定し、事務局長に通知するものとする。

(予算原案等)

第 72 条 事務局長は、市長が指定する期日までに、市長の定めた予算編成方針に基づいて予算原案及びその説明書並びに参考資料を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法により行わなければならない。

第 75 条第 1 項中「事務局長」を「各課の長」に改め、「市長の」を削り、同条を第 74 条とする。

第 76 条中「事務局長」を「各課の長」に改め、「市長の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 現金支出を伴わない経費については、予算に定める金額を超えて支出することができる。この場合において、各課の長は、前項の規定に準じて決裁を受けなければならない。

第 76 条を第 75 条とし、第 77 条を第 76 条とする。

第 9 章を第 8 章とする。

第 82 条を第 85 条とし、第 79 条から第 81 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 78 条中「翌月 15 日」を「翌月 20 日」に改め、同条を第 81 条とする。

第 8 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章 決算

(決算の作成)

第 77 条 病院事業の決算の作成に関する事務は、事務局長が行う。

(決算整理)

第78条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- 固定資産の減価償却
- 繰延収益の償却
- 資産の評価
- 引当金の計上
- 未払金等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切)

第79条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の締切を行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第80条 企業出納員は、毎事業年度 5 月 31 日までに次に掲げる書類を作成して市長に提出しなければならない。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書の作成と同一の方法により行わなければならない。

- 決算報告書
- 損益計算書
- 貸借対照表
- 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 事業報告書
- キャッシュ・フロー計算書
- 収益費用明細書
- 固定資産明細書
- 企業債明細書
- 継続費精算報告書

別表を次のように改める。

別表 (第13条関係)

1 損益勘定

収益勘定

款	項	目	節
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医業収益
	医業外収益	看護専門学校収益	受験料収益 入学金収益 授業料収益 その他雑収益
		受取利息配当金 受取利息配当金	預金利息 基金利息 有価証券利息 配当金
		他会計負担金 他会計補助金	

	特別利益	補助金 負担金交付金 託児所収益 訪問看護ステーション収益 消費税及び地方消費税還付金 長期前受金戻入 資本費繰入収益 その他医業外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	国庫補助金 県補助金 その他補助金 訪問看護手数料 訪問看護受療負担金 その他訪問看護収益 有価証券売却収益 不用品売却収益 退職給付引当金戻入益 その他医業外収益 賞与引当金戻入益 法定福利費引当金戻入益 退職給付引当金戻入益 修繕引当金戻入益 特別修繕引当金戻入益 貸倒引当金戻入益 その他引当金戻入益 その他特別利益
--	------	---	--

費用勘定

款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 (手当等) 医師手当等 看護師手当等 医療技術員手当等 事務員手当等 (賃金) (報酬) 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 退職給付費

			<p>材料費</p> <p>薬品費 診療材料費 医療消耗備品費</p> <p>経費</p> <p>厚生福利費 災害補償費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 諸会費 工事費 雑費 病院交際費 賠償金 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額</p> <p>減価償却費</p> <p>建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両運搬具減価償却費 放射性同位元素減価償却費 リース資産減価償却費 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費</p> <p>資産減耗費</p> <p>たな卸資産減耗費 固定資産除却費 リース資産除却費</p> <p>研究研修費</p> <p>研究材料費 謝金 図書費 旅費 研修費 研究費 研究雑費</p>	
		<p>医業外費用</p>		

			<p>看護専門学校費</p> <p>支給利息及び企業債取扱諸費</p> <p>託児所費</p>	<p>給料 手当等 賃金 報酬 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 退職給付費 厚生福利費 災害補償費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 諸会費 工事費 図書費 研究研修費 雑費</p> <p>企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 他会計借入金利息 リース債務利息 企業債手数料及び取扱費</p> <p>賃金 報酬 法定福利費 厚生福利費 報償費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料</p>	
--	--	--	---	--	--

			通信運搬費 委託料 工事費 雑費 訪問看護ステーション費 給料 手当等 賃金 報酬 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 退職給付費 厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 諸会費 工事費 研究研修費 雑費 賠償金 長期前払消費税償却 雑損失 雑支出 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 臨時損失 過年度損益修正損 固定資産除却損 その他特別損失	退職給付引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 その他特別損失
	特別損失			
	予備費		予備費	

固定資産

款	項	目	節
有形固定資産	土地 土地減損損失累計額 建物 建物減価償却累計額 建物減損損失累計額 構築物 構築物減価償却累計額 構築物減損損失累計額 器械備品 器械備品減価償却累計額 器械備品減損損失累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 車両運搬具減損損失累計額 放射性同位元素 放射性同位元素減価償却 累計額 放射性同位元素減損損失 累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 リース資産減損損失累計額 建設仮勘定 建設仮勘定減損損失累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価 償却累計額 その他有形固定資産減損 損失累計額		
無形固定資産	借地権 地上権 電話加入権 ソフトウェア等 リース資産 その他無形固定資産		
投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 破産更生債権等 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額		

流動資産

款	項	目	節
---	---	---	---

現金・預金	現金 預金		
未収金	医業未収金 医業外未収金 その他未収金		
貸倒引当金 有価証券 貯蔵品	薬品 診療材料 医療消耗備品 その他貯蔵品		
短期貸付金	一般短期貸付金 他会計貸付金		
前払費用	未経過保険料 その他前払費用		
前払金	前払金 前払消費税及び地方消費税		
未収収益 その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 仮払金 その他流動資産		

3 資本勘定

資本金

款	項	目	節
資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		

剰余金

款	項	目	節
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 補償金 保険差益 その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金		

	当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	
--	----------------------------	--	--

4 負債勘定
固定負債

款	項	目	節
企業債	建設改良費等の財源に充 てるための企業債 その他の企業債		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充 てるための他会計借入金 その他の他会計借入金		
リース債務	有形固定資産リース債務 無形固定資産リース債務		
引当金	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他固定負債			

流動負債

款	項	目	節
一時借入金			
企業債	建設改良費等の財源に充 てるための企業債 その他の企業債		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充 てるための他会計借入金 その他の他会計借入金		
リース債務	有形固定資産リース債務 無形固定資産リース資産		
未払金	医業未払金 医業外未払金 建設改良未払金 その他未払金		
未払費用			
前受金	医業前受金 医業外前受金 その他前受金		

前受収益 引当金	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他流動負債	預り金 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債		

繰延収益

款	項	目	節
長期前受金	受贈財産評価額 補助金 補償金 他会計負担金 その他長期前受金		
長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額 補助金 補償金 他会計負担金 その他長期前受金		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市病院事業財務規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第76号

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則

大津市介護老人保健施設事業財務規則（平成 8 年規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第120条」を「第119条の 2 」に、	「第 8 章 予算（第121条～第126条） 第 9 章 決算（第127条～第130条）を 第10章 雑則（第131条～第133条）」	「第 8 章 引当金（第 第 9 章 リース会計 第10章 報告セグメ 第11章 予算（第124 第12章 決算（第130 第13章 雑則（第134
--------------------------	---	---

120条・第121条）

（第122条）

ント（第123条）

に改める。

条～第129条）

条～第133条）

条～第136条）」

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

各種内訳簿

第2章第2節中第16条を第15条とする。

第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第17条 総勘定元帳は、第20条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、第13条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第20条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により1件ごとに記帳するものとする。

第20条中「負債勘定及び資本勘定」を「資本勘定及び負債勘定」に改める。

第37条中「の各号」を削り、同条第3号を次のように改める。

退職給付費

第43条第1項中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、「の各号」を削る。

第54条を次のように改める。

(繰替払)

第54条 令第21条の8第3号の規則で定める経費は介護サービス費等の過誤納金及び還付金とし、その経費の支払について繰り替えて使用することができる同号の規則で定める収入金は当該介護サービス費等の収入金とする。

2 所長は、繰替払をしたときは、速やかに、振替伝票により、繰替払をした額を、繰替払により支払われた経費の支出予算の科目から、繰り替えて使用した収入金の収入予算の科目へ振り替えて、精算し、振替伝票を企業出納員に送付しなければならない。

第54条の次に次の1条を加える。

(立替払)

第54条の2 支出が緊急を要し、かつ、事務の遂行上あらかじめ予測することができなかつた経費については、職員が立替払をすることができるものとし、市は、立替払をした職員から領収書又は立替払の事実を証する物件の提示があったときは、その職員に対し、当該経費を支出するものとする。

第101条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

次に掲げる有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。)

キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

次に掲げる無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 電話加入権

オ 特許権

カ 施設利用権

キ ソフトウェア

ク リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件であって、当該リース物件がイからキまで及びケに掲げるものである場合に限る。)

ケ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

次に掲げる投資その他の資産

ア 投資有価証券(1年以内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第103条中「の各号」を削り、同条第7号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第118条を次のように改める。

(減価償却の方法)

第118条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行うものとする。

第119条の次に次の1条を加える。

(減価償却の特例)

第119条の2 業務課長は、法施行規則第15条第3項の規定による減価償却を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその年数について所長の決裁を受けなければならない。

第120条を削る。

第133条を第136条とし、第132条を第135条とし、第131条を第134条とする。

第10章を第13章とする。

第130条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書の作成と同一の方法により行わなければならない。

第130条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

キャッシュ・フロー計算書

第9章中第130条を第133条とし、第129条を第132条とする。

第128条第3号中「退職給与引当金及び修繕引当金」を「引当金」に改め、同条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

資産の評価

第128条を第131条とし、第127条を第130条とする。

第9章を第12章とする。

第8章中第126条を第129条とし、第122条から第125条までを3条ずつ繰り下げる。

第121条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法により行わなければならない。

第121条を第124条とする。

第8章を第11章とし、第7章の次に次の3章を加える。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第120条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該年度の末日において全企業職員(大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)第2条第3号に規定する職員をいう。ただし、同日における退職者を除く。)が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第121条 その他の引当金の計上方法は、所長が別に定めるものとする。

第9章 リース会計

(中小規模の地方公営企業の特例)

第122条 リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないファイナンス・リース取引については、法施行規則第55条第1号の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

第10章 報告セグメント

(介護老人保健施設事業の報告セグメント区分)

第123条 介護老人保健施設事業における法施行規則第40条第2項の規則で定める報告セグメントの区分は、1つとする。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 20 条関係)

1 損益勘定
収益勘定

款	項	目	節	
介護老人保健施設事業収益	施設運営事業収益	介護報酬収益	一般入所者介護サービス費 収益 (団体) 一般入所者介護サービス費 収益 (個人) 短期入所者介護サービス費 収益 (団体) 短期入所者介護サービス費 収益 (個人) 通所リハビリサービス費収 益 (団体) 通所リハビリサービス費収 益 (個人)	
		施設利用料収益	室料差額収益 一般入所者利用料収益 短期入所者利用料収益 通所者利用料収益	
		その他施設運営事業収益	文書料 その他施設運営事業収益	
	施設運営事業外収益	受取利息配当金		
		有価証券売却益		
		他会計負担金		
		補助金	国庫補助金 県補助金	
	特別利益	老人介護支援センター事 業収益		補助金 他会計負担金 他会計補助金 その他収益
		長期前受金戻入		
		資本費繰入収益		
その他施設運営事業外収益				
固定資産売却益				
		過年度損益修正益		
		その他特別利益	修繕引当金戻入益 特別修繕引当金戻入益 退職給付引当金戻入益 賞与等引当金戻入益 貸倒引当金戻入益 その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節
介護老人保健施設事業費用	施設運営事業費用	<p>給与費</p> <p>材料費</p> <p>経費</p>	<p>(給料)</p> <p>医師給 看護師給 介護職員給 支援相談員給 介護支援専門員給 理学療法士、作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給</p> <p>(手当等)</p> <p>医師手当等 看護師手当等 介護職員手当等 支援相談員手当等 介護支援専門手当等 理学療法士、作業療法士手当等 医療技術員手当等 事務員手当等 技能労務員手当等</p> <p>(賃金)</p> <p>(報酬)</p> <p>賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 退職給付費 法定福利費</p> <p>医薬品費 給食用材料費 施設療養材料費 その他材料費 施設療養消耗器具備品費 自由診療費</p> <p>報償費 福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信運搬費 消耗品費 消耗器具備品費 車両費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕費 修繕引当金繰入額</p>

			<p>特別修繕引当金繰入額 委託費 賃借料 保険料 交際費 諸会費 雑費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 自由診療費 (経費)</p> <p>研修費</p> <p>謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費</p> <p>減価償却費</p> <p>建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 構築物減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶備品減価償却費 その他器械備品減価償却費 リース資産減価償却費 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費</p> <p>資産減耗費</p> <p>たな卸資産減耗費 固定資産除却費 リース資産除却費</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 他会計借入金利息 リース債務利息 企業債手数料及び取扱費</p> <p>有価証券売却損 入所者等外給食用材料費 貸倒損失 雑損失 消費税及び地方消費税 雑支出 老人介護支援センター事業費</p>	<p>給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 賃金 報酬</p>
	<p>施設運営事業外費用</p>			

			退職給付費 法定福利費 報償費 福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信運搬費 消耗品費 消耗器具備品費 車両費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕費 賃借料 保険料 交際費 諸会費 雑費 支払利息及び企業債取扱諸費 委託費 研修費
	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 臨時損失 過年度損益修正損 固定資産除却損 その他特別損失	
	予備費	予備費	退職給付引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他特別損失

2 資産勘定
固定資産

款	項	目	節
有形固定資産	土地 土地減損損失累計額 建物 建物減価償却累計額 建物減損損失累計額 建物付属設備 建物付属設備減価償却累		

	計額 建物付属設備減損損失累 計額 構築物 構築物減価償却累計額 構築物減損損失累計額 医療用器械備品 医療用器械備品減価償却 累計額 医療用器械備品減損損失 累計額 その他器械備品 その他器械備品減価償却 累計額 その他器械備品減損損失 累計額 車両船舶 車両船舶減価償却累計額 車両船舶減損損失累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 リース資産減損損失累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価 償却累計額 その他有形固定資産減損 損失累計額 建設仮勘定 建設仮勘定減損損失累計額		
無形固定資産			
投資その他の資産	借地権 地上権 電話加入権 ソフトウェア等 リース資産 その他無形固定資産 投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 破産更生債権等 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額		

流動資産

款	項	目	節
現金・預金	現金 預金		
未収金			

貸倒引当金	施設運営未収金		
受取手形	施設運営事業外未収金		
有価証券			
医薬品			
給食用材料			
貯蔵品			
短期貸付金			
	一時貸付金		
前払金	他会計貸付金		
	前払消費税		
前払費用	その他前払金		
	前払保険料		
未収収益	その他前払費用		
その他流動資産			
	仮払消費税		
	仮払金		
	その他流動資産		

3 資本勘定

資本金

款	項	目	節
資本金	固有資本金		
	繰入資本金		
	組入資本金		

剰余金

款	項	目	節
資本剰余金	補助金		
	再評価積立金		
	受贈財産評価額		
	寄附金		
	その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金		
	利益積立金		
	建設改良積立金		
	その他積立金		
	当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)		
		繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)	
		当年度純利益 (当年度純損失)	

4 負債勘定

固定負債

款	項	目	節
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金 その他の他会計借入金		
リース債務	有形固定資産リース債務 無形固定資産リース債務		
引当金	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他固定負債			

流動負債

款	項	目	節
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債		
一時借入金			
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金 その他の他会計借入金		
リース債務	有形固定資産リース債務 無形固定資産リース債務		
未払金	事業未払金 事業外未払金 その他未払金	未払消費税 その他事業外未払金	
未払費用			
前受金	事業前受金 事業外前受金 その他前受金		
前受収益			
引当金	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他流動負債	預り金		

	仮受消費税 その他流動負債	預り保証金 預り有価証券 その他預り金	
--	------------------	---------------------------	--

繰延収益

款	項	目	節
長期前受金	受贈財産評価額 補助金 寄附金 その他長期前受金		
長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額 補助金 寄附金 その他長期前受金		

別表第 3 の 5 の項中「退職給与金」を「退職給付費」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市介護老人保健施設事業財務規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第77号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 1 号中「同条第 3 号」を「同条第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。